

## 地域再生基本方針の一部変更について

〔 令和6年 月 日  
閣議決定案 〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

4の5) ①イ b. iii) 中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

4の5) ①ロ g. 中「進ちよく」を「進捗」に改める。

4の5) ①ニを削る。

別表を別紙のように改める。

### 附 則

この基本方針の変更は、閣議決定の日から施行する。ただし、4の5) ①イ b. iii) の改正規定は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行の日から施行する。

# 別紙



| 施 策 名                            | 施 策 概 要  | 府 省 庁 名               | 地域再生計画と連動する方法 |      |      |     |      |      |      |      |      |      |      | プログラム分類 |         |        |       |       | 特定政策課題のテーマ分類 |   |  |  |  |
|----------------------------------|--|-----------------------|---------------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|---------|---------|--------|-------|-------|--------------|---|--|--|--|
|                                  |  |                       | 支援要件          | 特別支援 | 優先採択 | その他 | 雇用再生 | つながり | 再チャレ | 交流連携 | 産業活性 | 知の拠点 | 温暖対策 | その他     | 健康まちづくり | 郊外周地再生 | 中山間地域 | 6次産業化 | 再生可能エネルギー    |   |  |  |  |
| 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例            | 基幹となる集落に機能・サービスを集約し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」を形成する場合に、持続可能な地域公共交通の形成及び物資の流通の確保に資するため、市町村が地域再生計画を作成し認定を受けた場合に、自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送を可能とする。  | 国土交通省                 | ○             |      |      |     |      |      |      |      |      |      |      |         |         |        |       |       |              |   |  |  |  |
| 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例              | 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業について、協議会での協議を経て生涯活躍のまち形成事業計画を作成し、都道府県知事等の同意を得たときは、事業の実施に必要な介護事業者の指定等、事業者による手続きの簡素化の特例措置を講ずる。   | 内閣府<br>厚生労働省          | ○             |      |      |     | ○    | ○    |      | ○    | ○    |      |      |         | ○       | ○      |       |       |              |   |  |  |  |
| 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例               | 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された地域住宅団地再生事業について、協議会での協議を経て地域住宅団地再生事業計画を作成し、国土交通大臣等の同意を得て公表したときは、当該地域住宅団地再生事業計画に記載された建築物の整備方針に適合することをもって建築物の建築等を許可することが可能となる等の特例措置を講ずる。   | 内閣府<br>厚生労働省<br>国土交通省 | ○             |      |      |     | ○    | ○    |      | ○    |      |      |      |         |         | ○      |       |       |              |   |  |  |  |
| 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例        | 認定市町村が、認定地域再生計画に記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、協議会での協議を経て既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、公表したときは、都道府県知事等が農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をする措置を講ずる。  | 内閣府<br>農林水産省<br>国土交通省 | ○             |      |      |     | ○    | ○    |      |      | ○    |      |      |         |         |        | ○     |       |              |   |  |  |  |
| 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用の許可等の特例 | 農林水産業の6次産業化に資する施設の整備が図られるよう、地域農林水産業振興施設を整備する事業を定めた地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、協議会での協議を経て地域農林水産業振興施設整備計画を作成し、都道府県知事の同意を得たときは、当該計画に基づく施設整備について、農地転用許可、農用地区域の変更基準等の特例措置を講ずることとする。   | 農林水産省                 | ○             |      |      |     |      |      |      |      | ○    |      |      |         |         |        |       | ○     | ○            |   |  |  |  |
| 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例          | 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣、助言等の業務を営むことができることとする。   | 内閣府                   | ○             |      |      |     |      | ○    |      | ○    | ○    |      |      |         |         | ○      | ○     |       |              | ○ |  |  |  |
| 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例            | 地方公共団体が複数の計画を一体的に作成しやすくなるとともに、事務負担の軽減を図るため、地域再生計画に構造改革特別区域法、中心市街地活性化法又は地域未来投資促進法の事業に関する事項を記載して申請した場合、地域再生計画の認定を受けたときは、上記の各法律に基づく計画の認定等があったものとみなす。  | 内閣府<br>経済産業省          | ○             |      |      |     |      |      |      |      | ○    |      |      |         | ○       | ○      | ○     | ○     | ○            | ○ |  |  |  |
| 補助対象施設の有効活用                      | 補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続きを簡素合理化することとし、法第18条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。 | 全府省庁                  | ○             |      |      |     |      |      |      |      |      |      |      |         |         | ○      | ○     | ○     | ○            |   |  |  |  |
| 地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザー派遣事業    | 地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たっては、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。   | 内閣府                   |               |      |      |     |      |      |      |      |      |      |      |         |         |        | ○     | ○     | ○            | ○ |  |  |  |
| 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置          | 既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。   | 総務省                   |               |      |      |     |      |      |      |      |      |      |      |         |         |        | ○     |       |              |   |  |  |  |
| ふるさと融資の限度額拡大                     | 地方公共団体が（一財）地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等を対象として行うふるさと融資について、「地域再生支援利子補給金」又は「特定地域再生支援利子補給金」の支援措置を活用した地域再生計画の認定を受けた地域に対しては、一般の地域よりも有利な融資限度額を適用する。  | 総務省                   |               |      |      |     |      |      |      |      |      |      |      |         |         |        |       | ○     | ○            | ○ |  |  |  |



| 施策名                                    | 施策概要   | 府省庁名   | 地域再生計画と連動する方法 |      |      |     |      |      |        |      |      |      |      | プログラム分類 |         |        |      |       | 特定政策課題のテーマ分類 |  |  |  |  |
|--|--|--|---------------|------|------|-----|------|------|--------|------|------|------|------|---------|---------|--------|------|-------|--------------|--|--|--|--|
|  |  |  | 支援要件          | 特別支援 | 優先採択 | その他 | 雇用再生 | つながり | 再チャレンジ | 交流連携 | 産業活性 | 知の拠点 | 温暖対策 | その他     | 健康まちづくり | 郊外圏地再生 | 中山間地 | 6次産業化 | 再生可能エネルギー    |  |  |  |  |
| 農山漁村振興交付金                              | 少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。当該施策が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定等に当たり配慮する。  | 農林水産省  |               |      | ◎    |     | ◎    | ◎    | ◎      | ◎    | ◎    |      |      |         |         |        |      | ◎     | ◎            |  |  |  |  |
| 中小企業活性化協議会、整理回収機構等の連携                  | 地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業活性化協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。                             | 経済産業省<br>金融庁   | ◎             |      |      |     |      |      |        |      | ◎    |      |      |         |         |        |      |       |              |  |  |  |  |
| 地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成                  | 地域の諸課題(社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など)の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮する。 | 国土交通省  |               |      | ◎    |     |      |      |        |      |      | ◎    |      |         |         | ◎      | ◎    |       |              |  |  |  |  |
| 地域公共交通確保維持改善事業                         | 地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の維持・確保を図るため、官民、交通事業者間、医療機関等の他分野との共創やMaaSのさらなる高度化を推進するプロジェクトとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。  | 国土交通省  |               |      | ◎    |     |      |      |        |      | ◎    |      | ◎    | ◎       | ◎       |        |      |       |              |  |  |  |  |
| 住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)               | 居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備等に対して支援する。   | 国土交通省  |               | ◎    |      |     | ◎    | ◎    | ◎      |      |      |      |      |         |         | ◎      |      |       |              |  |  |  |  |
| 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定 | 認定地域再生計画に記載された「生涯活躍のまち」形成事業の実施に当たり、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、サービス付き高齢者向け住宅の入居者についての要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象とする。   | 国土交通省<br>厚生労働省   |               | ◎    |      |     | ◎    | ◎    | ◎      | ◎    |      | ◎    | ◎    |         |         |        |      |       |              |  |  |  |  |
| 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成           | 地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場(共通プラットフォーム)を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体的プロジェクトの実現を支援する。  | 国土交通省<br>内閣府<br>総務省<br>財務省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>経済産業省<br>環境省 |               |      | ◎    |     |      |      |        |      |      |      |      |         |         | ◎      | ◎    | ◎     | ◎            |  |  |  |  |
| 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業      | 地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。  | 環境省  |               |      | ◎    |     |      |      |        |      |      | ◎    |      |         |         |        |      |       | ◎            |  |  |  |  |